

◎新潟県教育員会告示第2号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設として、令和5年3月6日に次のとおり指定した。

令和5年3月17日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

設置者の名称及び住所	施設の名称	施設の所在地
三条市 三条市旭町2丁目3番1号	鍛冶ミュージアム	三条市元町11番6号